

第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン^{ゆめ}

【令和2年度～令和6年度】

．．． 中間見直し（素案）の概要 ．．．

計画の位置づけ

- 本市の子ども・青少年に関する総合的な計画として、総合振興計画の下に、保健福祉総合計画の部門別計画として位置付け
- 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）

中間見直し（改定）の趣旨

- 1 この計画の期間は、令和2年度（2019年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間です。令和4年度（2022年度）は計画の中間年にあたり、実効性を高めるため、目標値等（「量の見込み」及び「確保方策」）の記載がある事業で、地域の実態や事業の実施状況等を考慮し、必要に応じて（教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数については、現状と10%以上のかい離があるものについて）その数値を見直すものです。
- 2 子どもの貧困について、前回調査から5年を経過し、コロナ禍による児童を取り巻く環境の大きな変化が予想され、支援ニーズに応じた計画の検討を行うため、計画の中間見直しと合わせて、あらためて児童の生活状況の調査を行ったものです。
- 3 目標値等を見直しと合わせて、施策・事業等を新たに盛り込みます。

中間見直し（改定）の概要

1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込み・確保方策※の見直しを行う事業（第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン第3章）

※ 量の見込み：市民の推計利用希望量（需要量）

確保方策：量の見込みが叶えられるよう、市が実施・提供する体制・施策等の整備量（供給量）

必須記載事項である「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に該当する25事業のうち、量の見込みと実績値との間に大きな乖離がある場合や、確保方策及び実施内容・目標値と現状の整合を図る必要がある場合など、計画の見直しを行う事業は以下のとおりです。

1. 幼稚園・認定こども園 【現計画掲載ページ：91～92ページ】

幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）で、教育を希望する3歳～小学校就学前までの児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整えます。

指標	利用者数		単位	人	
	R2	R3		R4	R5
量の見込み（改定前）	19,985	19,891	19,443	19,268	19,159
量の見込み（改定後）				16,374	16,281
確保方策（改定前）	19,985	19,891	19,443	19,268	19,159
確保方策（改定後）				24,524	24,524

2. 保育所等（3～5歳児）【現計画掲載ページ：92～93ページ】

保育需要の高い地域を中心に、保護者の就労などの事由により保育を必要とする3歳～小学校就学前までの児童を保育するため、認可保育所などの新設や定員増を進めます。

指標	利用希望者数/定員		単位	人	
	R2	R3		R4	R5
年度					
量の見込み（改定前）	14,449	15,264	15,801	16,269	16,543
量の見込み（改定後）				15,489	16,023
確保方策（改定前）	14,636	15,501	15,922	16,327	16,572
確保方策（改定後）				18,042	18,202

※定員：認可保育所、認定こども園（保育所部分）、ナーサリールーム、家庭保育室、地域型事業所内保育施設、企業主導型保育事業の合計定員

3. 保育所等（0～2歳児）【現計画掲載ページ：93～96ページ】

保育需要の高い地域を中心に、保護者の就労などの事由により保育を必要とする0歳～2歳までの児童を保育するため、認可保育所や地域型保育事業などの新設や定員増を進めます。

【0歳児】

指標	利用希望者数/定員		単位	人	
	R2	R3		R4	R5
年度					
量の見込み（改定前）	2,533	2,640	2,738	2,823	2,903
量の見込み（改定後）				2,632	2,708
確保方策（改定前）	2,487	2,672	2,757	2,833	2,905
確保方策（改定後）				2,876	2,931

【1～2歳児】

指標	利用希望者数/定員		単位	人	
	R2	R3		R4	R5
年度					
量の見込み（改定前）	11,238	11,867	12,508	12,957	13,349
量の見込み（改定後）				12,883	13,186
確保方策（改定前）	9,774	11,867	12,508	12,957	13,349
確保方策（改定後）				11,753	13,212

4. 放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕【現計画掲載ページ：98ページ】

小学校に就学している児童の保護者が、労働等により昼間家庭にいない場合に、放課後等に家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

指標	利用希望者数/受入可能児童数		単位	人	
	R2	R3		R4	R5
年度					
量の見込み（改定前）	13,089	14,025	14,389	14,880	14,961
量の見込み（改定後）				13,834	14,181
確保方策（改定前）	13,089	14,025	14,389	14,880	14,961
確保方策（改定後）				13,834	14,181

2 子どもの貧困対策推進計画（第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン 第4章）

（1）背景

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は、平成30年（2018年）には13.5%を記録し、平成24年（2012年）の16.3%に比べ改善したものの、おおよそ7人に1人の子どもが貧困線を下回っている状況にあります。

子どもの貧困対策については、社会全体で取り組まなければならない課題となっており、国においても平成26年（2014年）8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。本市においても、平成29年に「子どもの生活状況等に関するアンケート調査」等を実施し、平成30年3月に、さいたま子ども・青少年のびのび希望プランを改定し、計画の中に子どもの貧困対策推進計画を位置づけました。

（2）子どもの貧困に関する実態調査の実施

市内の子どもの貧困の実態を把握し、必要な対策を検討するため、子育て世帯を対象にした「子どもの生活状況等に関するアンケート調査」、及び日頃から困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている支援者（団体、施設、専門職等）に対してアンケート調査（以下「支援者アンケート調査」という）を実施しました。

【子どもの生活状況等に関するアンケート回収状況】（速報値）

アンケート区分	保護者			子ども			
	調査人数	有効回収数	有効回収率	調査人数	有効回収数	有効回収率	
一般	未就学児	1,500	687	45.8%	-	-	-
	小学校高学年	1,500	541	36.1%	1,500	544	36.3%
	中学生以上	1,500	812	54.1%	1,500	815	54.3%
	不明	-	-	-	-	-	-
支援利用者	小学生	1,500	603	40.2%	1,500	604	40.3%
	中学生以上	1,500	578	38.5%	1,500	579	38.6%
	不明	-	-	-	-	-	-
合計	7,500	3,221	42.9%	6,000	2,542	42.4%	

※支援利用者：生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯

【支援者アンケート調査対象】

区分	対象団体等
区役所	福祉課、支援課、保健センター
相談機関	児童相談所、こころの健康センター、子ども家庭総合センター
児童養護施設等	児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、母子生活支援施設
保育所	市立保育園
定時制高校	県立高等学校（定時制）
学習支援教室等	学習支援教室、若者自立支援ルーム等
子ども食堂	子ども食堂
児童センター	児童センター

(3) 子どもの生活状況等に関するアンケート調査結果（速報）の概要

世帯の構成・収入・就労・生活状況、行政支援の利用状況、子どもの生活習慣、学習習慣、自己肯定感等についてのアンケート調査の結果の概要は以下のとおりです。

保護者	<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心置きなく相談できる人が「いないので欲しい」割合が約1割となっています。 ・ストレスを解消する趣味や機会が「あるが、楽しむ余裕や時間がない」「なく、ストレスを解消できていない」が約半数となっています。 <p>【コロナ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大により世帯全体の収入が「減った」割合が2割半ば、家庭内での言い争いやめめごとが「増えた」が約2割、イライラや不安が「増えた」割合が約4割となっています。 <p>【対象比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの進学希望について、支援利用者で、一般に比べ「大学またはそれ以上」が10.2ポイント低くなっています。 ・回答者及び配偶者の学歴について、支援利用者で「高校（高等部）まで」が最も高くなっている一方、一般で「大学またはそれ以上」の割合が高くなっています。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、世帯全体の収入が「減った」割合が支援利用者で、一般に比べ21.7ポイント高くなっています。 ・支援利用者で、一般に比べ、子育てに関する情報を「友人や知人」「近所の人」「保育所や幼稚園、認定こども園、学校の先生」から得ている割合が低くなっています。また、「SNSや動画サイト」では大きな差異はみられない一方で、「その他のインターネット」の割合が低くなっています。 <p>【前回比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に比べ、支援利用者で、子どもが年間30日以上学校に行けない状態になったことが「ある（あった）」割合がやや増加しています。
小学生	<p>【対象比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援利用者で、一般に比べ、朝食を「毎日食べる」割合が8.6ポイント低く、夏休みや冬休みなどの期間の昼食についても7.0ポイント低くなっています。 ・寝る時間は、一般で「21時台」が最も高いのに対し、支援利用者では「22時台」が最も高くなっています。 ・家の手伝いをする割合は、支援利用者に比べ、一般で「週に半分程度」が高くなっている一方、支援利用者では「ほとんどない」が高くなっています。 ・支援利用者で、一般に比べ、家の大人の人と遊んだり、スポーツや運動をしたりすることが「ほとんどない」割合が7.7ポイント高くなっています。 ・毎日の生活で楽しいと思う時について、支援利用者で、一般に比べ「インターネットをしているとき」「ひとりでいるとき」の割合が高くなっています。 ・進学希望について、支援利用者で、一般に比べ「大学またはそれ以上」が13.1ポイント低くなっています。 <p>【前回比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に比べ、「スポーツ・運動」「読書」を「週に1回以上」行う割合について、支援利用者・一般ともに減少しています。 ・前回調査に比べ、体の調子が「よい」割合が、支援利用者で減少しています。 ・前回調査に比べ、困りごとや悩みごとを相談できる人について「ネットで知り合った人」「誰にも相談できない、相談したくない」の割合が、支援利用者・一般ともにやや増加しています。

中学生以上	<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業がわからないことがあるようになった教科について、「中学1年生のころ」が最も高く、3割台となっています。 <p>【コロナ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校の授業がわからないと感じることが「増えた」が約2割、夜遅くまで起きている回数が「増えた」が3割半ばとなっています。 <p>【対象比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援利用者で、一般に比べ、朝食を「毎日食べる」割合が10.0ポイント低く、夏休みや冬休みなどの期間の昼食についても8.3ポイント低くなっています。 ・お風呂（シャワーのみの場合も含む）に入る割合は、支援利用者で、一般に比べ「毎日・ほぼ毎日入る」割合が6.4ポイント低くなっています。 ・支援利用者で、一般に比べ、学校（仕事）が「楽しい」割合が、9.1ポイント低くなっています。 ・ふだん学校の授業以外で「自分で勉強する」割合は、支援利用者で、一般に比べ6.4ポイント低くなっています。また、学校がない日に勉強する割合についても、7.3ポイント低くなっています。 ・支援利用者で、一般に比べ「眠れない」状態になることが多い割合が8.5ポイント高くなっています。 ・家庭のことで困っていることについて、「家にお金がない（少ない）と感じる」割合が、支援利用者で、一般に比べ10.8ポイント低くなっています。 ・進学希望について、「大学またはそれ以上」の割合が、支援利用者で、一般に比べ28.2ポイント低くなっています。 <p>【前回比較】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に比べ、普段起きる時間について「6時台」が支援利用者・一般ともに減少し、「7時台」「8時台」の割合が増加しています。
-------	---

(4) 支援者アンケート調査結果の概要

支援者(団体等)からのアンケート調査での回答は、支援が難しいケース等に関する実感や経験に基づくものであり、支援を受けるすべての方に当てはまるものではなく、統計上の根拠もありませんが、現状の把握や今後の取組の参考となるものとして、主な回答内容について掲載します。

① 保護者の特徴・抱えている課題

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍で言葉の壁や文化の違いがある ・ 保護者に発達障害、知的障害、精神障害がある ・ 保護者自身が困難な環境で育ったケースが多い
考察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅内へ支援者を招き入れる、訪問を拒否するケースがあり、周囲から孤立しないよう行政による支援の中で身近な地域での支え合いや気づきを充実させていく必要があります。 ・ 保護者自身が病気や障害などにより精神的に不安定な状態の場合もあり、多様な支援が求められます。

② 子どもの特徴・抱えている課題

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲームやスマートフォンへの依存が強く、物事に感心を示さない ・ 不登校になる傾向が強い ・ 虐待などにより、傷ついた経験から大人を信頼できない
考察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼少期から生活が不規則になり、学習環境や学習機会、何かに挑戦するという機会が少なく、積み上げていく経験が不足している傾向があり、そのことが子どもの意欲や自己肯定感に影響を及ぼしていると考えられます。 ・ 子どもに関わるすべての大人が、誠実に、子どもを大事に思う気持ちを持ち、信頼を回復できるような関わりを持ち続ける必要があります。

③ 支援・連携等に関する課題

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が所属する学校等が長期間の休みとなる時期は、虐待リスクが増えていることに加え、児童の安否確認を所属先で容易に行うことができない ・ 施設に入所したことで親が丸投げとなって、親の役割から逃げてしまう
考察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者と子どもの両方、もしくは子どもの相談による来所は難しいため、子育て家庭へアウトリーチできる支援が必要です。 ・ 困難を抱える家庭が支援を拒否するケースもあるため、手軽に情報を得られるよう普段使い慣れているコミュニケーション手段を活用した情報発信を検討する必要があります。

④ 新型コロナウイルス感染症による影響

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出や交流の機会が減り、鬱々としていたり、ストレスが高まったりするケースがある ・ 自宅での自己学習の習慣がないことにより、オンライン授業や課題ができない
考察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校の子どもたちは、オンライン授業等が受けられるようになり、不安感が減ったという声もある一方で、他の子どもとの関わりがないまま年齢を重ねることとなり、子ども同士のかかわりができないまま、高校生、大学生になる子もみられます。 ・ 感染症の発症等で必要な支援が行えないケースもあることから、状況が深刻化しないよう把握していく必要があります。

3 計画への新規掲載事業

新規事業等、新たに計画に位置付ける計画は以下のとおりです。

事業名	幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
事業内容	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する満3歳以上の幼児（幼児教育・保育の無償化の対象とならない幼児に限る。）の保護者に対し、経済的負担の軽減を図る観点から、施設の利用料の全部又は一部を補助するものです。
計画内での掲載場所	基本目標Ⅱ 子育てがしやすい環境づくり 基本施策（2） 地域における子育て支援の充実

事業名	ヤングケアラー訪問支援事業
事業内容	子ども家庭総合支援拠点において、支援が必要と判断したヤングケアラーのいる家庭を対象に、日常生活における負担を軽減すべく支援員を派遣します。
計画内での掲載場所	基本目標Ⅲ 専門的な知識・技術が必要な子ども・家庭への支援の充実 基本施策（1） 児童虐待防止対策の充実
	<再掲> 基本目標Ⅳ 子ども・若者の健全育成 基本施策（3） 困難を有する子ども・若者の支援
	<再掲>【子どもの貧困対策推進計画】 基本目標Ⅰ 子ども・青少年の人権と個性が尊重される社会の実現を目指す 基本施策（2） 児童虐待防止対策の推進

事業名	養育費に関する公正証書等作成促進補助金
事業内容	ひとり親家庭の方が養育費に係る取決めを行い、債務名義化することを支援するため、養育費に関する公正証書等を作成する際にかかる本人負担費用を補助します。
計画内での掲載場所	基本目標Ⅴ ひとり親家庭等への自立支援 基本施策（1） 生活支援
	<再掲>【子どもの貧困対策推進計画】 基本目標1 保護者の生活を支える 基本施策（2） 保護者に対する生活支援

事業名	養育費の保証促進補助金
事業内容	ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう支援するため、保証会社と養育費保証契約を締結する際に負担する費用（保証料）を補助します。
計画内での掲載場所	基本目標V ひとり親家庭等への自立支援 基本施策（1） 生活支援
	<再掲>【子どもの貧困対策推進計画】 基本目標1 保護者の生活を支える 基本施策（2） 保護者に対する生活支援

事業名	ひとり親家庭等訪問相談事業
事業内容	相談員がひとり親家庭等の父母又は養育者の自宅を訪問し、その方に合った制度を案内します。さらに就労、転職、キャリアアップ、家計管理、しつけ、教育、住居、家事、健康管理、恋愛、結婚相談等の相談に応じることで自立の促進を図ります。
計画内での掲載場所	基本目標V ひとり親家庭等への自立支援 基本施策（1） 生活支援
	<再掲> 基本目標V ひとり親家庭等への自立支援 基本施策（2） 就労支援
	<再掲>【子どもの貧困対策推進計画】 基本目標3 気づきから支援へつなぐ 基本施策（1） 困難を抱える子ども・青少年・家庭に気づき、支援へつなぐ

事業名	送迎保育ステーション事業
事業内容	小規模保育事業の卒園者等の進級先として、幼稚園を利用できる環境を整備するため、幼稚園と連携した送迎保育ステーション事業を実施します。
計画内での掲載場所	基本目標Ⅱ 子育てがしやすい環境づくり 基本施策（２） 地域における子育て支援の充実

事業名	子ども家庭総合支援拠点事業
事業内容	子ども家庭総合支援拠点において、子育て全般に関する相談や児童等への必要な支援を実施します。
計画内での掲載場所	基本目標Ⅱ 子育てがしやすい環境づくり 基本施策（３） 相談・情報提供の充実
	<再掲> 基本目標Ⅲ 専門的な知識・技術が必要な子ども・家庭への支援の充実
	基本施策（１） 児童虐待防止対策の充実
	<再掲>【子どもの貧困対策推進計画】 基本目標Ⅰ 子ども・青少年の人権と個性が尊重される社会の実現を目指す 基本施策（２） 児童虐待防止対策の推進

事業名	医療的ケア児保育事業
事業内容	保育所等において、恒常的に医療的ケアを必要とする児童を受け入れ、看護師等による医療的ケアを行うとともに、主治医等との連携体制を構築することにより、安全な集団保育を提供します。
計画内での掲載場所	基本目標Ⅲ 専門的な知識・技術が必要な子ども・家庭への支援の充実 基本施策（３） 障害児施策の充実